

平成二十五年法律第四十八号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する
条約の実施に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 子の返還及び子との交流に関する援助
第一節 中央当局の指定（第三条）
第二節 子の返還に関する援助
第一款 外国返還援助（第四条—第十一条）
第二款 日本国返還援助（第十二条—第十五条）
第三節 子との交流に関する援助
第一款 日本国交流援助（第十六条—第二十条）
第二款 外国交流援助（第二十一条—第二十五条）
第三章 子の返還に関する事件の手続等
第一節 返還事由等（第二十六条—第二十八条）
第二節 子の返還申立事件の手続等
第一款 総則（第十九条—第三十一条）
第二節 子の返還に関する事件の手続の通則
第一目 管轄（第三十二条—第三十七条）
第二目 裁判所職員の除斥及び忌避（第三十八条—第四十二条）
第三目 当事者能力及び手続行為能力（第四十三条—第四十六条）
第四目 参加（第四十七条—第四十九条）
第五目 手続代理人及び補佐人（第五十条—第五十四条）
第六目 手續費用（第五十五条—第五十九条）
第七目 子の返還申立事件の審理等（第六十条—第六十八条）
第八目 電子情報処理組織による申立て（第六十九条）
第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）
第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続（第七十条—第七十二条）
第六章 過料の裁判の執行等（第一百五十四条—第一百五十九条）
第七章 雜則（第一百五十五条—第一百五十三条）

第二目 子の返還申立事件の手続の期日

（第七十三条—第七十六条）

第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）

第四目 目子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条—九十条）

第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十八条）

第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）

第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条—第一百条）

第八目 子の返還申立事件の手続の期日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な「条約」という。の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その权限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続き等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。

（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条約締約国 日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締約国（当該締約国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にあつては、当該宣言により条約が適用される当該締約国の領域の一部又は領域内の地域）をい

う。

二 子 父母その他の者に監護される者をい

う。

三 連れ去り 子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。

四 留置 子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。

五 常居所地国 連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国（当該国が条約の締約国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合には、当該宣言により条約が適用される当該国）の領域内（領域内の地域）をいう。

六 不法な連れ去り 常居所地国（当該権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていましたと認められるものをいう）。

七 不法な留置 常居所地国（法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する留置であつて、当該留置の開始の時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該留置が現実に行使されていたもの又は当該留置が

なければ当該権利が現実に行使されていたと認められるものをいう。）

八 子の返還 子の常居所地国である条約締約国への返還をいう。

第二章 子の返還及び子との交流に関する援助

第一節 中央当局の指定

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助

（外国返還援助申請）

第四条 日本国への連れ去り又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されていると思料する場合は、日本国からの子の返還を実現するための援助（以下「外国返還援助」という。）を外務大臣に申請することができる。

（外国返還援助の申請）

第二款 外国返還援助の申請（以下「外国返還援助申請」という。）を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（日本語又は英語により記載したものに限る。）を外務大臣に提出しなければならない。

一 外国返還援助申請をする者（以下この款において「申請者」という。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所（外国返還援助申請において返還を求められている子（以下この款において「申請に係る子」という。）の常居所地国におけるものに限る。）を所在地に記載した。

二 申請に係る子の氏名、生年月日及び住所又は居所（これらの事項が明らかでないときは、その旨）その他申請に係る子を特定するためには必要な事項

三 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者の氏名その他当該者を特定するためには必要な事項

四 申請に係る子の常居所地国が条約締約国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有し、かつ、申請に係る子の連れ去り又は

留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項

3
者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するためには必要な事項（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項

4 外国返還援助申請は、日本国以外の条約締約を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

國の中央当局（条約第六条に規定する中央当局をいう。以下同じ。）を經由してすることができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。）及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

（子の住所等に関する情報の提供の求め等）

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるとところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報を提供を求めることができる。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、当該情報を探して、これらの者の所在を特定するためには必要な措置をとることを求めることができる。

第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によつて得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限り、行つうことができる。

一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の氏名を必要とする申請者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示するとき。

二 申請に係る子についての第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との交流に関する事件若しくは子との交流の強制執行に係る事件が係属している裁判所から、その手続を行うために申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の住所又は居所の確認を求められた場合において、当該住所又は居所をこれら裁判所に開示するとき。

三 第十条第一項の規定により、市町村、都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号及び同項において同じ。）又は児童相談所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所をいう。同号及び同項において同じ。）に対し、申請に係る子が虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある旨を通告する場合において、申請に係る子及び申請に係る子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所を当該市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通知するとき。

する場合及び第八条第一項の規定により当該外国返還援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、外国返還援助の決定（以下「外国返還援助決定」という。）をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知（申請者が第四条第四項の規定により日本国以外の条約締約国の中央当局を経由して外国返還援助申請をした場合にあつては、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項及び第八条第二項において同じ。）をしなければならない。

二 外務大臣は、外國返還援助決定をした場合は、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一一 第九条又は第十条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他子の返還又は子との交流の実現に関する場合には、当該外国返還援助申請の実現に関する情報の申請者への提供

(外国返還援助申請の却下)

第七条 外務大臣は、外國返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国返還援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始時に、申請に係る子の常居所地国が条約締約国でなかつたこと。

六 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていないことが明らかであること。

七 外務大臣は、前項の規定により外國返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。(外國返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第八条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかであ

る場合において、外国返還援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第四条第二項の申請書（申請者が同条第四項の規定により外国返還援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面）及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中核機関に遅滞なく送付しなければならない。

外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(合意による子の返還等の促進)

第九条 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、申請に係る子について子の返還又は申請者との交流を申請者及び申請に係る子を監護している者の合意により実現するため、これらの者の間の協議のあっせんその他の必要な措置をとることができる。

(子の虐待に係る通告)

第十条 外務大臣は、申請に係る子が日本国内に所在している場合において、虐待を受けているおそれがあると信ずるに足る相当な理由があるときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し、その旨を通告しなければならない。

前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

第二款 日本国返還援助

(日本国返還援助申請)

第十一條 日本国以外の条約締約国への連れ去りをされ、又は日本国外の条約締約国において留置をされている子であつて、その常居所地国が日本国であるものについて、日本国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されるいると思料する場合には、日本国への子の返還を実現するための援助(以下「日本国返還援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」という。)について準用する。(この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは「第十三条第一項第四号」と、同項第四号中「条約締約国」とあり、及び同項第五号)

所在している国又は地域が明らかでないことをと。三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。四 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

五 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかであること。

八 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

九 申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

(日本国交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、日本国交流援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の規定による書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

二 項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国交流援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

三 第二十一条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをする」と若しくはその変更を求める家事審判若しく

は」とあるのは「子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子との交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との交流に関する事件若しくは子との交流に関する事件又は」とあるのは「子との交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第二款 外国交流援助

(**外国交流援助申請**)

第二十一条 日本国以外の条約締約国に所在している子であつて、交流をすることができなくなっている直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき交流をすることができる者(日本国内に住所又は居所を有しているものに限る)は、当該子との交流が妨げられていくと思われる場合には、当該子との交流を実現するための援助(以下「外国交流援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

二 第十六条第二項及び第三項の規定は、外国交流援助の申請(以下「外国交流援助申請」といいう。)について準用する。

(**外国交流援助の決定及び通知**)

第二十二条 外務大臣は、外国交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、外国交流援助の決定(以下「外国交流援助決定」という。)をし、遅滞なく、外国交流援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

二 外務大臣は、外國交流援助決定をした場合において、「申請者」という。にその旨を通知は、第二十四条に規定する措置をとるものとする。

三 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置を定める措置

(**外国交流援助に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付**)

第二十三条 外務大臣は、外国交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外國交流援助申請を却下する。

一 第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国における留置により子についての監護の権利を侵害する」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第三章 子の返還に関する事件の手続等

第一節 反還事由等

(**子の返還**)

第二十四条 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

二 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

三 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置をとるものとする。

四 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置をとるものとする。

(**子の返還に係る子の返還**)

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国における留置により子についての監護の権利を侵害する」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第二十六条 第二十五条の規定は、外務大臣に対し日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害する見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中央当局との連絡

三 申立人が当該連れ去りの前若しくは当該留置の開始の前にこれに同意し、又は当該連れ去りの後若しくは当該留置の開始の後にこれを承諾したこと。

四 常居所地国に子を返還することによつて、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。

五 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。

六 常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。裁判所は、前項第四号に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他

の一切の事情を考慮するものとする。

対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次号において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無

二 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与える

三 申立人又は相手方が常居所地国において子ることとなる暴力等を受けるおそれの有無

を監護することが困難な事情の有無
裁判所は、日本国において子の監護に関する

裁判があつたこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が日本国で効力を有する可能性があることのみを理由として、子の返還の申

立てを却下する裁判をしてはならない。ただし、これらの子の監護に関する裁判の理由を子

の返還の申立てについての裁判において考慮することを妨げない。

第二節 子の返還に関する事件の手続の通則

第二十九条 子の返還に関する事件（第三十二条）

第一項に規定する子の返還申立事件 第百二十九条の規定による調査及び勧告の事件並びに第

百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件をいう。(以下同じ。)の手続については、他の

法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

当事者は、信義に従い誠実に子の返還に関する事件の手続を進行させていた。一方で、被相続人の妻は、夫の死後も子の存在を認めず、子の存在を否定する態度を取った。

の手続を追行しなければならない
(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律は定めるもののほか子の返還に関する事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

最高裁判所規則で定める。
第三節 子の返還申立事件の手続
第一款 総則

(管轄) 第一章 総則
第一目 管轄

第三十二条 子の返還申立事件（第二十六条の規定による子の返還の申立てに係る事件をいう。）

以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

一 子の住所地(日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居所が地。次号において同じ。)が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合 東京家庭裁判所

二 子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にある場合 大阪家庭裁判所

子の返還申立事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本国内に子の居所がないときは又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。
(併合申立てによる管轄)

第三十三条 一の申立てにより数人の子についての子の返還を求める場合には、前条の規定により一人の子についての子の返還の申立てについて管轄権を有する家庭裁判所にその申立てをすることができる。

(管轄裁判所を定める)

第三十四条 管轄裁判所が法律上若しくは事実上裁判権を行なうことができないとき、又は裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所は、申立てにより、管轄裁判所を定める。

(管轄の標準時)

第三十五条 裁判所の管轄は、子の返還の申立てがあつた時を標準として定める。
(管轄の合意)

第三十六条 当事者は、第一審に限り、合意により第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所の一を管轄裁判所と定めることができる。

2 前項の合意は、子の返還の申立てに關し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の運用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。
(移送等)

3	<p>第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所は、第一項に規定する場合において、子の返還申立事件がその管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所（第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。）に移送することができる。</p>
4	<p>家庭裁判所は、子の返還申立事件がその管轄権を有する場合においても、当該子の返還申立事件を処理するために特に必要があると認めると認めるとときは、職権で、当該子の返還申立事件の全部又は一部を自ら処理することができる。</p>
5	<p>裁判並びに第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>
6	<p>前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>
7	<p>民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二十二条の規定は、子の返還申立事件の移送の裁判に対する準用する。</p>
第二回	<p>裁判所職員の除斥及び忌避</p>
（裁判官の除斥）	<p>裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は当事者となる資格を有する者であるとき。</p>
二	<p>裁判官が当事者又は子の四親等内の血族三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。</p>
三	<p>裁判官が当事者又は子の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p>
四	<p>裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。</p>
五	<p>裁判官が事件について当事者若しくは子の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。</p>

第	八	審	議	會	事	件	の	規	則	通	所	の	要	求	め								
六																							
七	第一項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、子の返還申立事件の手続は、停止しない。	6	前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第3項ただし書において同じ。）がすることがであります。	3	裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。	2	裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に閲覧したとき。	2	前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。	六	裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に閲覧したとき。	2	前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に閲覧したとき。	六	裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に閲覧したとき。								
八	除斥又は忌避を理由があるとする裁判については、不服を申し立てることができない。	7	第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、子の返還申立事件の手続は、停止しない。	8	前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第3項ただし書において同じ。）がすることがであります。	3	除斥又は忌避の裁判及び手続の停止	2	当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らないかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。	2	除斥又は忌避の裁判及び手続の停止	3	裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。	4	除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。	5	次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は適用しない。	一	一子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。	二	前項第二項の規定に違反するとき。	三	最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第四十一条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第三十八条、第三十九条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官)にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときのみに限る)がすることができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第四十二条 家庭裁判所調査官の除斥については、第三十八条並びに第四十条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く)を準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、(当事者能力及び手続行為の原則等)

第四十三条 当事者能力、子の返還申立事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という)、手続行為能力を欠く者の法定代理、手続行為をするのに必要な授権及び法定代理権の消滅については、(当事者能力及び手続行為の原則等)

2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によら

ずに、自ら手続行為をすることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

(後見人が他の者がした子の返還の申立て又は見監督人の同意がなければならない)。

3 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する即時抗告、第八百八条第一項の抗告又は第一百十一条第二項の申立ての取下げ

三 第百四十四条の同意

(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)

第四十四条 親権を行なう者は、未成年者は、成年被後見人は、未成年者又は成年被後見人を代理して手續行為をすることができる。

(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合は、法定代理人が手続行為を行うことができない場合においては、子の返還申立事件の手續が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害關係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

4 特別代理人が手續行為をするには、後見人との同一の授権がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

6 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手續に参加した子(以下単に「手續に参加した子」という)は、当事者がすることができる手續行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手續からの排除)

第四十六条 法人の代表者及び法人でない社団又は財团で当事者能力を有するものの代表者又は代理人について、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても、即時抗告をることができる。

(当事者参加)

第四十七条 当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手續に参加することができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

(当事者能力及び手續行為)

第四十八条 子の返還申立事件において返還を求める場合には、後見監督人(子の参加)

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならない。

4 裁判所は、子の返還申立事件の手續に参加しようとする子の年齢及び發達の程度その他一切の事情を考慮して当該子が当該手續に参加することができる。

5 第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手續に参加した子(以下単に「手續に参

加した子」という)は、当事者がすることができる手續行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判

所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手續に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手續からの排除)

第四十九条 裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手續から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しても、即時抗告をることができる。

(当事者参加)

第五十条 手續代理人の資格(手續代理人人及び補佐人)

2 前項の規定による手續代理人の行為をすることは、その代理権に關する民事訴訟法(手續代理人の資格)

3 第一項の規定により裁判上の行為をすることは、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。(手續代理人人及びその代理権に關する民事訴訟法の準用)

2 前項の規定による手續代理人の行為をすることは、この限りでない。

3 手續代理人の代理権は、制限することができる。ただし、弁護士でない手續代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。(手續代理人人及びその代理権に關する民事訴訟法の準用)

5 第一項の規定は、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く)、第三十三条第一項及び第三十四条(第三項を除く)、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く)の規定は、手續代理人人及びその代理権について準用する。

(補佐人)

2 裁判所は、当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手續に参加することができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができる。

(手續代理人の資格)

2 前項の規定による手續代理人の行為をすることは、この限りでない。

3 第一項の規定により裁判上の行為をすることは、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。(手續代理人人及びその代理権に關する民事訴訟法の準用)

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第五十一条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

2 未成年者等が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手續代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手續代理人に選任することができる。

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならない。

4 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子を、子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

5 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならない。

6 第一項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手續代理人の代理権の範囲)

第五十二条 手續代理人は、委任を受けた事件について、参加及び強制執行に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 手續代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

3 一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

4 第一項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

5 第一項の規定による参加の申出は、書面でなければならない。

6 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

7 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

8 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

9 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

10 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

11 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

12 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

13 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

14 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

15 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

16 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

17 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

18 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

19 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

20 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

21 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

22 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

23 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

24 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

25 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

26 第一項又は第二項の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。

27 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百三十一条	訴訟記録等	子の返還申立事件の	次条第五項
第一百三十二条	(訴訟記録又は		次条第二項

決定に係る」とあるのは「当該」と、一及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

第九回 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第六十九条の二 一子の返還申立事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第百三十三条の四第一項から第三項までの、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるいは「秘匿事項（同項に規定する申立て等を）する者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。（以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替ええるものとする。

子の返還申立事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第二百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。）の場合において、同条第四号中「第二百三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第二百三十三条第一項の」と、「当該

項 第三 五百二 条十 百	項 第一 三 二 条十 百	項 第一百	項 第三 三 二 条十 百	項 第一 三 二 条十 百
電磁的訴訟記録等(電磁的) に係る事件の申立ての第一項の条文	て第二項の申立	訴訟記録等の 閲覧等	訴訟記録等の 閲覧等	訴訟記録等の 閲覧等、 収集処分記録 の閲覧等又は 電磁的証拠 集処分記録の 閲覧等
(以下この項及び次項 が記録された部分 の事項又は秘密事項を推 知することができる事 項)の申立ての第一項の条文	前条第一項の決定	子の返還申立事件の記 録の閲覧等	子の返還申立事件の記 録の閲覧等	子の返還申立事件の記 録の閲覧等(非電磁的 の事件記録(国際的な子 の奪取の民事上の側面 に関する条約の実施に 関する法律第六十二条 第一項に規定する非電 磁的事件記録をいう。) の閲覧若しくは譲写、 その謄本若しくは抄本 の交付若しくはその複 製又は電磁的事件記録 (同法第六十二条の二 第一項に規定する電磁 的事件記録をいう。次 条第五項及び第六項に おいて同じ。)の閲覧 若しくは複写若しくは その内容の全部若しく は一部を証明した書面 の交付若しくは電磁的 記録の提供

項 第 の 三 三 第 二 四 条 十 百		項 第 の 三 三 第 一 四 条 十 百		項 第 の 三 三 第 六 二 条 十 百			
記録中ファイ ル記録事項に 係る部分をい う。以下この 項及び次項に おいて同じ。)」 中当該秘匿事 項記載部分	を電磁的訴訟 記録等	電磁的訴訟記 録等	電磁的訴訟記 録等	電磁的事件記録	電磁的事件記録	を電磁的事件記 録	載部分」という。) 〔秘匿事項記 いていて
閱覧等 訴訟記録等の 存する	当事者	錄等 者は、訴訟記 録等	第二項の申立 てを却下する 裁判が確定し たとき、又は 当該申立てに 係る決定を取 り消す裁判が 確定したとき	同項の決定を取り消す 裁判が確定したときそ の他裁判所が当該措置 を講ずる必要がなくな ったと認めたとき			
録の閲覧等 子の返還申立事件の記 録の存する	子の返還申立事件の記 録の存する	当事者又は手続に参 加した子	当事者又は手続に参 加した子(国際的な子の 奪取の民事上の側面に 関する条約の実施に關 する法律第四十八条规定 六項に規定する手続に 参加した子をいう。次 項及び第七項において 同じ。)は、子の返還 申立事件の記録				

項	第一百三十一条	第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続
第七十条	子の返還の申立ては、申立書（以下「子の返還申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。	当事者若しくは手続に参加した子
2	子の返還申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第二号に掲げる申立ての趣旨は、返還を求める子及び子を返還すべき条約締約国を特定して記載しなければならない。	
1	当事者及び法定代理人	
二	申立ての趣旨	
三	子の返還申立事件の手続による旨	
3	申立人は、一の申立てにより数人の子についての子の返還を求めることができる。	
4	子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。	
5	前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。	
6	前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。 (申立ての変更)	
7	民事訴訟法第百三十七條の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。	
2	申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。	

家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手続が著しく遅延することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。(申立書の写しの送付等)

第七十二条 子の返還の申立てがあつた場合は、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、子の返還申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 前項の規定による子の返還申立書の写しの送付は、公示送達の方法によつては、することができない。

3 第七十一条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付をすることができない場合について準用する。

4 裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

5 前項の命令に対しても、即時抗告することができる。

第二日

子の返還申立事件の手続の期日

(裁判長の手続指揮権)

第七十三条 子の返還申立事件の手続の期日においては、裁判長を手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

(受命裁判官による手続)

第七十四条 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定による。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判官が行う。その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続)
第七十五条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、子の返還申立事件の期日における手続(証拠調べを除く)を行うことができる。

2 子の返還申立事件の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

3 第七十六条(通訳人の立会い等その他の措置)

第七十六条 子の返還申立事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、子の返還申立事件の手続の関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができるない当事者、手続に参加した子、代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を、それぞれ準用する。

第三目 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第七十七条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認めればならない。

2 申立て人及び相手方は、それぞれ第二十七条に規定する事由(第二十八条第一項第二号に規定する場合に規定する事由を含む。)についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(疎明)

第七十八条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によつてしなければならない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。裁判長は、裁判官が、家庭裁判所に急迫の事情があるときは、更に事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

(家庭裁判所調査官に事実の調査)

第八十条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ。裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

(家庭裁判所調査官に事実の調査)

第八十一条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができ。

2 第七十九条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(事実の調査の嘱託等)

第八十二条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

(不法を証する文書の提出)

第八十三条 家庭裁判所は、前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所に報告するものとす

る。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

5 家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に關して必要な報告を求めることができる。

最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十四条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要ないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十五条 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるときは又は申立てに理由がないことだけが明らかなときを除き、当事者の陳述を聴かなければならぬ。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、子の返還申立事件の手続の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く)を行うことができる。

(家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。)

第八十六条 家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができ。

(裁判所技官による診断等)

第八十七条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができ。

2 第七十九条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(裁判所技官による診断等)

第八十八条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

(不法を証する文書の提出)

第八十九条 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書は「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(不法を証する文書の提出)

第九十条 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。

(調査の嘱託等)

第九十一条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に關して必要な報告を求めることがある。

(家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するよう努め、終局決定するに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

況その他の事項に關して必要な報告を求めることができる。

(事実の調査の通知)

記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十四条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要ないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十五条 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるときは又は申立てに理由がないことだけが明らかなときを除き、当事者の陳述を聴かなければならぬ。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

(裁判所技官による診断等)

第八十七条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせなければならない。

2 第七十九条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(裁判所技官による診断等)

第八十八条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

(不法を証する文書の提出)

第八十九条 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書は「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(不法を証する文書の提出)

第九十条 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。

(調査の嘱託等)

第九十一条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に關して必要な報告を求めることがある。

(家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するよう努め、終局決定するに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

法律第百十一條第五項」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一條第五項の規定及び同法第百十二條第二項において準用する第三百二十一條第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一條第二項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をとする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

る不服申立ての対象) 終局決定以外の裁判に対するは、特

第三条 組合は定員以外の組合員に對する特別の定めがある場合に限り、即時抗告をするこ

（受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議）
とができる。

議 第百四十四条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に

対して不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。二〇〇〇年九月二日、最高裁判所の

とかで、たゞ、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。

2 前項の異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
（但し、訴訟費用を支拂ひたすらに争うべきもの）

第一百五十四条 終局決定以外の裁判に対する即時抗告期間等

告は一週間の不変期間内にしなければならぬ。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を否認する。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行事務の効力を妨げない。

除き 執行停止の效力を有しない。ただし 抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保として不動産、船舶等の財産を差し押す場合、

を立てさせて 又は立てさせないで 即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止

3 第百九条第二項及び第三項の規定は、前項た
くの他必要な処分を命ずることができる。

ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

4 原裁判をした裁判所 裁判官又は裁判長は 即時抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。

(終局決定に対する不服申立ての規定の準用等)
第二項、第一百一十六条第一項並びに同条第三項、第一百四条及び第一百五条（これらの規定を第百十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百十条の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。
この場合において、第一百三条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。
民事訴訟法第三百二十四条第二項、第三百十五条、第三百六十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十一一条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百二十四条第二項中の「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」第百十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百三条第六項と、同法第三百十六条第二項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不变期間内に」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」第百十六条第一項において準用する同法第三百十二条第一項又は第二項」とあるの

第四款 終局決定の変更
(終局決定の変更)
第一百七十七条 子の反戻を命ずる終局

判所（その決定に対して即時抗告があつた場合を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該抗告裁判所は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至つたときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合には、当該終局決定）を更することができます。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

前項の規定による終局決定の変更の申立書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 変更を求める終局決定の表示及びその決定に対する変更を求める旨

三 終局決定の変更を求める理由

5 第一項の規定により終局決定を変更する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前各項に規定するものほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（執行停止の裁判）

五百一十八条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき説明があつたとき

（再審） 第五款 再審

第一百十九条 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十二条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

（執行停止の裁判）

第一百二十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせ既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

Digitized by srujanika@gmail.com

3 第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第四節

家庭裁判所（扶養裁判所を除く）が第一審裁判所で局決定をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所（以下同じ）は、権利者の申出があるときは、子の返還の義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

子の選択を尊重する結果決定をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（以下この条から第百一十二条の四までにおいて「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることが

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。
第一項の規定による調査及び勧告の手続には、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。

録の閲覧等) (調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録) 第百二十二条の二 関係人 (前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人をいう。以下この条から第二百二十二条の四までにおいて同じ。) は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録 (前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録中次条第一項に規定する調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第四項において同じ。) の閲覧若しくは謄写又はその原本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ等に関する適用しない。この場合において、関係人は、

は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

第六十二条第七項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、同条第八項の規定は調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求について、それ

（調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録の閲覧等）

第一百二十二条の三 関係人は、調査及び審査をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録（第二百二十二条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録）中の法律その他の法令の規定によ

りファイルに記録された事項に係る部分をい
う。次項及び第三項において同じ。)の内容を
最高裁判所規則で定める方法により表示したも
のの閲覧を請求することができる。

関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の
許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧
告の事件に関する電磁的事件記録に記録され
いる事項について、最高裁判所規則で定めると
ころにより、最高裁判所規則で定める電子情報
処理組織を使用してその者の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事由に関する蓄積的事件記録に記録して、する事

併し、聞いて在雷碁的事作詩銅に詔銅されない事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法に

(出国禁止命令) 第五節 出國禁止命令

第三百二十五条
前項に規定する第六十二条第三項（第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に準用する第六十二条第三項（第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に

裁判所は、子の返還申立事件の当事者が子を日本国外に出国させるおそれがあるときは、子の返還申立事件の一方の当事者の申立てにより、

かわらず、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者から第百三十三条において準用する第六十二条第一項若しくは第二項又

めの方により当該電磁的記録の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの

2 家庭裁判所は、前項の規定による申立てに係る事件の相手方が子が名義人となつていて旅券を所持すると認めるときは、申立てにより、同

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前三項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 第六十二条の二第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は第一項から第三項までの規定による請求について、第六十二条第八項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、それぞれ準用する。

（調査及び勧告の事件に関する事項の証明）

第一百二十二条の四 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、第一百二十二条第一項の規定による調査及び勧告の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受けし、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

（和解によつて定められた義務）

第一百二十二条の五 第百二十二条から前条までの規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

（出国禁止命令）

第五節 出国禁止命令

項の規定による裁判において、当該旅券の外務大臣への提出を命じなければならない。

子の返還申立事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前二項の規定による裁判（以下「出国禁止命令」という。）をする。

4 出国禁止命令は、子の返還の申立てについての終局決定の確定により、その効力を失う。（出国禁止命令の申立て等）

第百二十三条 出国禁止命令の申立ては、その趣旨及び出国禁止命令を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2 出国禁止命令を求める事由については、出国禁止命令の申立てに係る事件（以下「出国禁止命令事件」という。）の申立人が資料を提出しなければならない。

3 前条第二項の規定による裁判の申立ては、出国禁止命令があるまで、取り下げができる。

4 民事訴訟法第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中の「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と読み替えるものとする。
(陳述の聴取)

第一百二十四条 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方の陳述を聴かなければ、することができない。ただし、その陳述を聞く手続を経ることにより出国禁止命令の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
(記録の閲覧等)

第一百五十五条 裁判所は、第百三十三条において準用する第六十二条第三項（第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者から第百三十三条において準用する第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十二条の二第一項から第三項までの規定による許可の申立てがあつた場合には、出国禁

止命令事件の相手方に對し、出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相當と認めるとき限り、これを許可することができる。

(出国禁止命令の告知及び効力)

第一百二十六条 出国禁止命令の申立てについての裁判は、出国禁止命令事件の当事者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方に告知することによってその効力を生じ、出国禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

2 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の当事者に告知することによってその効力を生じ、出国禁止命令の申立てを却下する裁判は、出国禁止命令事件の申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

第一百二十七条 出国禁止命令事件の当事者は、出国禁止命令の申立てについての裁判に対し、即時抗告をすることによってその効力を生ずる。

第一百二十八条 前条の規定により即時抗告が提起された場合において、原裁判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原裁判の執行による償つことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、又は担保を立てさせないで原裁判の執行の停止を命ずることができる。出国禁止命令事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、この処分を命ずることができる。

2 第百二十九条第二項の規定は前項の申立てについて、第百九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について、それぞれ準用する。

(出国禁止命令の取消し)

2 第百二十二条第一項の規定による裁判が確定した後に、当該裁判を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、子の返還申立て事件が係属する裁判所は、当該裁判を受けた者の申立てにより、当該裁判の取消しの裁判をすることができる。

2 裁判所が、第百二十二条第一項の規定による裁判を取り消す場合において、同条第二項の規定による裁判がされているときは、裁判所は、

当該裁判をも取り消さなければならない。

3 第百二十三条及び前三条の規定は、第一項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

(電子調書の作成)

第一百三十一条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件の(第百三十三条において「出国禁止命令取消事件」という。)の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(外務大臣による旅券の保管)

第一百三十二条 第百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者が当該旅券を保管しなければならない。

2 外務大臣は、出国禁止命令が効力を失つたときは、前項の旅券の提出を行つた者の求めにより、当該旅券を返還しなければならない。

(過料の裁判)

第一百三十三条 第百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者が当該裁判に従わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

(子の返還申立て事件の手続規定の準用)

第一百三十四条 第百二十二条第一項の規定による裁判を受ける子の返還の強制執行の手続において、同法(昭和五十四年法律第四号)第百七十二条第一項の規定により執行裁判所が第三者に子の返還を命ぜたときは、(子の返還の強制執行)

2 第百三十五条 子が十六歳に達した場合には、民

事執行法第百七十二条第一項の規定による子の返還の強制執行(同項の規定による決定に基づく子の返還の実施を含む。以下「子の返還の代

替執行」という。)は、することができない。

2 (子の年齢による子の返還の強制執行の制限)

3 民事執行法第十八条の二の規定は、前項の終局決定の記録事項証明書の執行裁判所への提出について準用する。

(子の年齢による子の返還の強制執行の制限)

2 (子の年齢による子の返還の強制執行の制限)

実施者として指定することができる。

(子の返還の代替執行の申立ての却下)

(子の返還の代替執行の手続)

3 前項第一項において準用する民事執行法第七十一条の規定は、返還実施者について準用する。

